

第8回 糸島市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和元年10月10日(木) 午後1時30分から午後3時30分

2. 開催場所 糸島市役所 11、12号会議室

3. 出席委員(19人)

会長	1番	内野敏一
会長職務代理者	2番	西原芳幸
副会長	3番	平野利延
委員	4番	中原誠也
	5番	中園秀輝
	6番	丸山文子
	7番	藤嶋政秀
	8番	成吉隆義
	9番	三苫幹治
	10番	増田耕一郎
	11番	磯部絹代
	12番	宗孝幸
	13番	三坂勝弥
	14番	松尾幸子
	15番	奥功
	16番	東司時隆
	17番	田中正一
	18番	原田正成
	19番	井上孝治

4. 欠席委員(0人)

5. 議事日程

議事

- 議案第65号 農地移動適正化あっせん譲受候補者名簿登録申出について
- 議案第66号 農地移動適正化あっせん申出(譲渡)について
- 議案第67号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 議案第68号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 議案第69号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 議案第70号 非農地証明願について
- 議案第71号 農業経営基盤強化促進法に基づく糸島市農用地利用集積計画の決定について(所有権移転)

その他

- 1) 農地改良届出取下げについて (報告)
- 2) 農地対策委員会B班報告について
- 3) 農政対策委員会報告について
- 4) 今後の予定について

7. 農業委員会事務局職員

事	務	局	長	秋	山	順	二
農	地	係	長	前	村	永	久
主			事	赤	嶺	尚	人

事務局 西原職務代理人による開会挨拶と総会成立宣言を行います。
引き続き、西原職務代理人の音頭で農業委員会憲章のご唱和をお願いいたします。

職務代理人 皆様こんにちは。10月に入りまして天気も非常によくなりまして、今日は絶好の稲刈り日和という日に忙しい中、ご出席どうもありがとうございます。

それでは、ただいまより第8回糸島市農業委員会総会を開催いたします。

本日は委員の全員が出席しております。本日の出席は現在19名で委員の過半数が出席しています。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本日の糸島市農業委員会総会が成立していることを宣言いたします。

続きまして、農業委員会憲章を唱和しますので、皆さんご起立の上、よろしくをお願いいたします。

【農業委員会憲章唱和】

事務局 内野会長の議長挨拶をお願いいたします。引き続き、議事録署名人の指名をお願いいたします。

議長 — 省 略 —

それでは、議事録署名人を指名いたします。藤嶋政秀委員と中園秀輝委員を指名いたします。よろしくをお願いいたします。

事務局。

事務局 議案書の2ページをお願いいたします。

議案第65号「農地移動適正化あっせん譲受候補者名簿登録申出について」、ご審議をお願いいたします。

内容につきまして事務局のほうで説明させていただきます。

【議案書に基づき読み上げて説明】

なお、この■■■■氏につきましては18,055平米につきましては糸島地区内で耕作されてある方でございます。

以上、登録申し出につきまして2件ございますので、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長 それでは、今事務局のほうよりあっせん候補者の登録申し出があつてお

ります。この2名につきまして何か質問、意見がありましたら、どうぞ。
中園委員。

5 番 5番の中園ですけど、この2番の■■■さんは家から通って耕作されるんですか。

議 長 ちょっと待つて。事務局。

事務局 先ほど補足でお伝えしましたが、実際18,055平米の経営面積につきましては糸島地区、二丈地区のほうでの耕作となっておりますので、こちらへ引っ越してくるとか云々という情報はございません。現在の申し出の住所のとおり七山からというところかと思えます。以上です。

5 番 わかりました。

議 長 職務代理。

2 番 2番西原です。■■■さんにつきまして、ナフコがあるでしょう、あの信号の前のでんぷら屋の前に既に近くの家を建ててあります。そこでいずれは引っ越してくるといふ部分で、現在もずっとおるわけじゃないけど、週に3日か4日ぐらいはこっちにいますということでした。(発言する者あり)

議 長 ほかに何か質問、意見ありましたら、どうぞ。増田委員。

10番 ■■■さんは解体屋をしてありますもんね。それで、うちの上のほうにも結構持っています。

議 長 ほかに何か意見、質問ありましたら、どうぞ。

(質問、意見なし)

議 長 ないようですので、採決に移ってよろしいでしょうか。それでは、受付番号1番の■■■さんと受付番号2番の■■■さんにつきまして登録に関しまして相当と思われる方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長 それでは、全員ということをお願いいたします。

受付番号1番につきましては、あっせん推進委員を小林靖之委員、重富輝昭委員、清水節男委員、あっせん農業委員を丸山文子委員、三坂勝弥委員お願いいたします。

それから、受付番号2番の二丈の深江をあっせん推進委員を片山利光委員、松崎国博委員、あっせん農業委員を中園秀輝委員、増田耕一郎委員。同じく受付番号2番の上深江ですけれども、上深江をあっせん推進委員を青木重登委員、鬼塚浩一委員、前田清人委員、あっせん農業委員を田中正一委員、西原芳幸委員お願いいたします。

それでは、ただいまから時間をとりますので、各候補者を選んでください。

(休憩)

議長

候補者の発表をお願いいたします。

受付番号1番の泊の候補者をお願いいたします。

推進委員

受付番号1番の件ですが、候補者は■■■■さんと■■■■さんです。

議長

それでは、受付番号2番の深江から候補者名をお願いします。

推進委員

■■■■さんと■■■■さん、それと、一貴山の■■■■さんの3名を候補者としております。

議長

それでは、上深江の候補者名をお願いいたします。

推進委員

上深江の1, 257平米は■■■■さんと■■■■さんでお願いします。

議長

それでは、事務局より再度確認をお願いいたします。

事務局

受付番号1番でございます。泊大ツボのほか4筆の分でございますが、まず、あっせん推進委員につきましては小林靖之委員、重富輝昭委員、清水節男委員、あっせんの農業委員としまして丸山文子委員、三坂勝弥委員でございます。譲受候補者お二人ございまして、■■■■さんと■■■■さんということですね。

2番、まずは、二丈深江■■■■につきまして、こちらのあっせんの推進委員が片山利光委員、松崎国博委員、あっせん農業委員としまして中園秀輝委員、増田耕一郎委員、譲受候補者3名ございます。■■■■さんと■■■■さん、■■■■さんの3名でございます。同じくこちらの2番の

上深江の分でございます。あっせんの推進委員が青木重登委員、鬼塚浩一委員、前田清人委員、あっせんの農業委員としまして田中正一委員、西原芳幸委員、議受候補者としまして2人ございまして、 さんと さん。

以上でございます。

議 長 それでは、あっせん成立に向けてよろしくお願ひいたします。

議 長 それでは、次の議案に移ります。事務局。

事務局 議案書の12ページをお願ひいたします。

議案第67号「農地法第3条の規定による許可申請について」、ご審議をお願ひいたします。

議 長 それでは、第3条の許可申請についてということで、番号1番、2番を成吉委員説明をお願ひいたします。

8 番 8番成吉です。番号1番。

【議案書に基づき読み上げて提案】

番号2番。

【議案書に基づき読み上げて提案】

以上です。

議 長 それでは、番号3番を中原誠也委員お願ひいたします。

4 番 4番中原です。受付番号3番。

【議案書に基づき読み上げて提案】

よろしくお願ひします。

議 長 それでは、番号4番につきまして原田正成委員よろしくお願ひします。

18番

18番原田です。番号4番。

【議案書に基づき読み上げて提案】

よろしく申し上げます。

議長

それでは、番号5番、6番につきまして奥功委員よろしく申し上げます。

15番

15番奥です。受付番号5番。

【議案書に基づき読み上げて提案】

6番。

【議案書に基づき読み上げて提案】

以上です。

議長

番号5と6のあわせて所有権移転と書いてある。その説明までお願いします。

15番

5と6と合わせて53.6アールと書いてありますが、自分の土地と、この買うところと借りるところを合わせてから53.6アールになるので、今度新規就農というか、退職しましてから新規就農に当たるということとなっております。

議長

それでは、番号7番、8番につきまして東司時隆委員お願いいたします。

16番

16番東司です。
受付番号7番。

【議案書に基づき読み上げて提案】

続けて、受付番号8番。

【議案書に基づき読み上げて提案】

よろしくお願ひします。

議 長 それでは、1番から8番まで説明がありました。これにつきまして質問、意見のある方はどうぞ。中園委員。

5 番 5番中園ですけど、8番の件です。譲受者は法人ですけど、今現在適格法人にはなられているんですか。

議 長 東司委員。

16番 この[]は先月の総会にも出たと思いますが、養蜂業者でハチを置いてあって、そしてまた、蜜源となる花とか花木を植えられております。白糸のこの田ですけれども、ここは上のほうの田でかなり山林化と申しますか、かなり荒れて、そこを造成と申しますか、少しして、ハチを置いたり、蜜源の木を植えるという話でした。

議 長 事務局。

事務局 今、中園委員からありましたように、平成28年に農地所有適格法人の認定を受けた事業所というところで、今、東司委員よりご説明があったように、養蜂と農業というところで、こちらのほうも適格法人としては平成28年度に新規就農というところで面談して認めておるといふ法人でございます。以上です。

議 長 ちょっと私のほうからなんですけれども、7番の[]さんにつきましては通ってこられるんですか。

16番 これも前にこの近くに太陽光発電ができて、その周囲の畑になっていますけど、これももう山林化と申しますか、かなり荒れてきたところで、話によりますと、太陽光発電の障害になるところをきれいになりたいということで話がうちのほうに来まして、そういうふうになりました。

議 長 別に耕作はされないというんですか。

16番 済みません。そこまでまだ聞いておりませんが、竹やぶになっているということでしたので。

3 番 今、説明があったごと、竹やぶやけんくさ、売買する場合は荒れたとばぴしゃっとなして耕作するという条件やもんな、大体3条は。そこ辺は

はっきり伐採とかしますという確約か何かあるとね。大体、それじゃなかなかりゃ、農地の売買やけんね。事務局のほうもその辺の話は聞いたとと。

議長 事務局、その辺はどんなふうなあれで、3条やけん耕作してもらわんと。事務局。

事務局 こちらは聞き取りというところまではやっていないんですけど、農地法の3条の申請書に記載している内容としまして、米、大豆という作付予定作物の記載がございます。トラクター、田植機、コンバイン等は持つておるといところと、農業の従事者としてはご本人、配偶者、子供さん2人。ご本人につきましては63歳、配偶者が53歳、子供2人が26歳、24歳といところで農業従事をしますという内容です。

今回こちら経営地につきましては筑前町の農業委員会と筑紫野市の農業委員会がそれぞれ耕作証明が出ておるとい状況でございますので、筑前町では7,920平米といことで79アール、筑紫野市では5,130平米といところで、耕作はこちらの分、証明書が出ておる、いわゆる耕作はやっている証明が出ておるとい状況でございます。

今回の申請地の分につきましては、先ほど申請書の記載内容を読み上げたとおりではございます。以上です。

議長 職務代理。

2番 2番西原です。一応畑地になって荒れた状態の中で水稻と大豆といるか、そういう耕作はできるとですか。

16番 その現場ですか。

2番 うん。

16番 そういう作物はちょっと無理ですね。

3番 今までずっとやってきた中で、こういうふうな状態で3条の許可を出したとき、買った人が後ば立派にして耕作するとい条件で許可しとうはずやもんね。だけん、こんだけの面積があるのを、ただ横に太陽光のあるけん、邪魔になるけん、その辺ば切ってなんていう条件じゃね。

議長 ほかに何か意見、質問がありましたら、どうぞ。

この7番についてはもう一回本人に確かめて、そして、どういうふう

な作付とか、今荒れて竹やぶのごとなつとうとばきれいにして、そういった大豆とかなんとかを耕作すると言いよんしゃばってんが、米はできんけんね、畑やけんね。

どうでしょうか。7番については保留という格好で持っていきたいと思いますが、よろしいですかね。

(異議なしの声あり)

議 長 じゃ、7番につきましては保留という形で持っていきたいと思います。

事務局 採決に入る前でございます。今7番の話が出ましたが、農地法の第3条の規定による許可申請審査というところでございます。11ページでございませけれども、こちらにつきましては7つの項目につきまして、基本「はい」というところがついてると、審査項目に抵触しますので、許可相当ではないというところでの判断になりますので、今回書類上の審査というところでは全て「いいえ」になっておるという状況でございます。一応先ほど7番につきましては聞き取りというのがありましたので、今回書類審査上では全てが「いいえ」であったというところも含めてご審議をお願いしたいと思います。以上でございます。

議 長 それでは、7番をのけて、1、2、3、4、5、6、8番につきまして採決をとりたいと思いますが、よろしいでしょうか。それでは、3条許可につきまして許可と思われる方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長 それでは、7番につきましてはそういうふうで耕作のあれがはっきりしないということですので、この7番につきましては継続審議ということにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長 それでは、次の審議に移ります。事務局。

事務局 議案書の16ページをお願いいたします。
議案第68号「農地法第4条第1項の規定による許可申請につい

て」、ご審議をお願いいたします。

議 長

それでは、今月は第3調査部会ということになっております。丸山部会長より説明をお願いいたします。

調査部会長(6番)

議案第68号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」報告します。

番号1番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

17ページの地図をごらんください。別冊の説明資料の1ページと2ページもお願いいたします。

申請地は志摩歴史資料館というか、志摩中央公園のところから160メートルほど西側の農地です。申請地はオリーブや野菜が作付されており、周囲には農地がない状況でした。申請面積の500平米のうち一部が道路用地セットバックで、もう一部の大半に農家住宅を1棟増築する計画となっています。

農地区分は第2種農地で問題はありません。

それから、関係各課の意見の中で都市計画課より、開発許可不要証明手続中の意見がありますが、クリアする見込みであることを確認できています。また、ほかの課からは支障となる意見は出ておりません。

第3調査部会では現在建っている家の大きさから、もう一棟必要なのかなということを検討しましたが、外見からだけでは判断できませんでしたので、事務局の方に家族の状況等を確認していただきましたところ、やはり大人数であったということがわかり、申請人の必要性を否定できなかったことや周辺農地に影響がないことから、許可相当と判断しています。

なお、現地にかなり年数はたっていますが、ブロックで囲われたピザ焼きの窯とかついた休憩ベースがありましたので、始末書の提出を指示しております。

以上報告を終わります。

議 長

それでは、事務局、農家住宅ということで申請があつておりますが、これは大体この田んぼだけしか持っていないということで、そういった中でも農家住宅ということでできる、そういったところも含めて説明をお願いしたいと思っております。事務局。

事務局

農地法の分と、こちらの志摩松隈につきましては市街化調整区域というところで都市計画法の制限がかかっているというところで、農地法として

はこの転用に対して周辺農地への影響とかやむを得ないんじゃないかという判断でいくわけですけれども、ただ、他法令、都市計画法上、この建築物が認められなければ、建てることができないということであれば、他法令を想定見込みがないというところで、農地法としても許可はできないという判断になるというところで、先ほど部会長のほうからもありましたとおり、開発許可不要の手段中というところで確認見込みというところで都市計画課のほうにこういう意見はどういう趣旨で出されたのかと聞きましたところ、都市計画法上の市街化調整区域なので、建築物は制限されますよと、ただ、農業用施設となるもの、住宅にしてもハウスとかの施設についても、調整区域の場合は、通常それ以外の分については開発許可を取らないと建築はできないんですけれども、そういう農業用施設という位置づけについては開発許可自体が不要なんだという手段をとれば、建築はできるということでした。

今回申請人につきましてはこちらの1, 591平米の分を相続してありまして、実際オリーブとかちょっとした果樹、野菜等が作付がしてありましたので、耕作証明という部分ではこの面積が出るものかと思えます。都市計画の判断としましては農業用施設でいけるかいけないかということの中で、耕作証明が一応1, 000平米以上出るのであれば、可能ですということで、先ほど部会長からありましたとおり、開発不要手段中についてはクリアする見込みがあるんだという報告につながってくるということですので、1, 000平米あれば、農家住宅かという農地法の考え方は別の都市計画法上の考え方が大きくあるだろうと思っております。

説明になったかわかりませんが、以上、報告終わります。

議長

続けて、判断基準もお願いします。事務局。

事務局

農地法の許可につきましては判断基準がございます。議案書の15ページを開いていただきたいんですけれども、農地法の4・5条の許可をする上で一般基準が15ページ、あと、立地基準というところで16ページの立地条件等というところに立地基準を記載しております。

まず、15ページの一般基準でございますが、こちらにつきましては相当であるとか、見込みがあるとかという部分で、何もこちらは不相当とかという意見がない場合は一般基準上はクリアするものと判断いたしますが、今回この4条の部分につきましては全て「適当」とか「該当なし」とかということになりますので、一般基準上は許可相当と言えるものでございます。

続きまして、16ページの立地基準等でございますけれども、調査部会長のご説明がありましたとおり、この農地のすぐ横が宅地であったり、北が山林とかであったり、河川であったりというところで、その他広がり

がない農地ということで代替地等の候補地がなければ、やむを得なく許可はできるものということでございますので、今回こちら立地基準からしてもほかに代替地がないものと、ここしか農地を持っていないから、ないものと判断できるのではないかとというところで、一般基準、立地基準につきましては許可相当と言える案件でございます。以上です。

議長

ただいま4条申請につきまして説明がありました。質問、意見ある方はどうぞ。ありませんでしょうか。

(質問、意見なし)

議長

なかったら、採決に移ります。

4条申請につきまして許可相当と思われる方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

全員許可相当ということでします。

議長

それでは、次の議案に移ります。事務局。

事務局

議案書の23ページをお願いいたします。

議案第69号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、ご審議をお願いいたします。

議長

これも第3調査部会長の丸山委員よりお願いいたします。

調査部会長(6番)

議案第69号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」報告いたします。

番号1番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

24ページの地図をお願いいたします。別冊の現地資料の3ページと4ページもお願いいたします。

申請地は県道大門有田線の井田の信号機から120メートルほど南西側の農地です。申請地は稲の苗床置き場として使用されており、境界もは

つきりしていました。

農地区分は第1種農地であります。集落に接続して設置される住宅であり、不許可の例外に該当し、問題ありません。

関係各課の意見の中で都市計画課により開発許可不要証明手続中との意見がありますが、先ほどの4条と一緒にクリアする見込みがあるということを確認できていますし、ほかの課からは支障となる意見も出ておりません。第3調査部会では許可相当と判断しています。

続きまして、番号2番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

29ページの地図をお願いいたします。別冊資料の5ページと6ページもお願いいたします。

申請地は前田溜池から40メートルほど南側の農地です。申請地は不耕作でしたが、管理はされていまして。また、申請地の周囲は3分の1がのり面で平地部分に住宅や事業用の倉庫を建築される計画です。

農地区分はその他農地で、ほかの代替地もない状況でありますので、問題ありません。

関係各課の意見も支障となる意見は出ておりません。

第3調査部会では、崖の部分を除くと1,000平米ほどありましたので、その申請面積について検討しました。申請地は県による土砂災害警戒区域と土砂災害特別警戒区域の指定がかかっています。有効面積としては1,000平米以下で、この中で住宅用地や事業用地の計画がありましたが、崖の部分から下がってというか、手前のほうの平地に土地利用をしなければならないことなどを考慮して、許可相当はやむを得ないと判断しています。以上です。

議長

それでは、5条につきまして基準の説明をお願いいたします。事務局。

事務局

まず、許可基準の判断としましては、15ページに今回5条の申請の基準としまして一般基準のほうを載せております。23ページにつきまして立地基準というところを載せております。

まず、15ページの一般基準でございますけれども、1番、2番ともにこの中で「適当」とか「支障なし」とかというところの意見がございますので、一般基準上は許可相当であるというところなんです。必要最小限につきましては、今、調査部会長のほうからありましたとおり、使用できるというところがあるのも含めて許可相当ではないかという意見も酌んで、申請面積必要最小限という部分については支障がないということで記載させ

ていただいております。

次の23ページが立地基準でございますけれども、受付番号1番、井田の分でございますが、こちらは農地の広がりがある一角というところで第1種農地という判断が立つわけですが、こちらにつきまして原則的に許可できないところでございますが、不許可の例外規定というのがございます。こちらにつきましてはこの申請地の周囲に住宅がひっついて3戸以上の住宅が接続しておりますので、こちらの集落に接続して設けられる住宅というところで不許可の例外に該当しますということで、立地基準上は許可相当と言えるものでございます。

次の2番の深江の分でございますが、こちらにつきましては10ヘクタール以上の広がりがない農地というところで第2種農地になるんですけれども、第2種農地につきましては代替地がないかどうか検討した上で、なければ、許可ができるものとするという基準でございますので、こちらにつきましてもこの農地以外に代替地がないというところで立地基準についても許可相当と言えるものでございます。

以上、説明のほうを終わります。

議長

それでは、ただいま5条の申請につきまして説明がありました。意見、質問がある方はどうぞ。事務局。

事務局

済みません。2番の深江の件でございますが、議案書に資料をつけております。38ページをお願いしたいと思いますが、38ページの地図の中で申請地と書いておるところが申請地でございます、薄く点々で書いているところ、横斜線で濃くなっているところで、こちらの申請地がこういう状態で土砂災害警戒区域の指定がなされているところでございます。今回申請地ののり面の大半と平地の部分につきまして、この横斜線といいましか、こちらの部分が土砂災害特別警戒区域の指定があるということです。一応こんなにかかっている。点線で囲みの部分につきましては土砂災害警戒区域というところで指定がかかっているところというのが県のほうの地図でございます。

特別警戒区域、いわゆるレッドゾーンという表現をされるんですが、特別警戒区域に入っている部分については触れないというところなんです。土砂災害警戒区域の指定につきましては、災害等による人命の危険があるという部分につきましては建物を制限したりするところをもとに指定をしているところですので、今回の申請につきましては一部が特別警戒区域に入っておって現状扱うことができないというところがございます。警戒区域につきましては点々で囲んでいるところですが、こちらにつきましては建物の制限等はないですけれども、注意して使ってくれというような指定のようです。

今回こういう県の県知事が指定する警戒区域が入っているというところで、面積的には1,476平米という大きな面積ではございましたが、のり面が3分の1程度ございます、500平米弱、それと、少し平地にかかっている警戒区域の部分を含めると、実質1,000平米以下が活用できる土地というところでございます。この部分につきまして使えないところがありますというのが調査部会長での説明です。この中で農地の転用の計画を審査したところ、相当ではないかと意見を頂戴したところがございます。

2番の土砂災害警戒区域につきましては以上でございます。

議 長 それでは、質問、意見ありませんでしょうか。

(質問、意見なし)

議 長 なかったら、採決に移ってよろしいでしょうか。

それでは、5条の申請につきまして1番、2番一緒にしたいと思えます。5条に対しまして許可と思われる方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長 それでは、ここで15分間休憩に入りたいと思えます。休憩いたします。

(休 憩)

議 長 再開します。事務局。

事務局 議案書の39ページをお願いいたします。

議案第70号「非農地証明願について」、ご審議をお願いいたします。

議 長 それでは、第2調査部会より報告をお願いいたします。

調査部会長(19番) 議案第70号「非農地証明願について」。
番号1番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

40ページの地図をお願いいたします。現地説明資料の7ページから

10ページもお願いいたします。

申請地は県道大野城二丈線の井原西の信号機から340メートルほど北西側にありました。申請地は全て農振農用地が指定されています。

現地に行ったときに管理してある[]の方がたまたま見られたので、もともとはミカン畑であったということや、土地改良を図るために搬入した真砂土の中に多くの石が混入していたということや、確かに石ころはたくさんありました、それから、管理する方が高齢化が進んで、草刈りとか本当に体力的に困難であるという現地での言葉を伺いました。

関係各課からは支障となる意見は出ていません。

現地は竹林化が進行していましたが、一部だけが竹林化したりとか、作付されているところもありましたけれども、農地への復元が困難な状態のところもありまして、広いので、そういった状況から第3調査部会では5筆全体としてでなく、1筆ごとに判断することとしました。

結果として、先ほどの39ページを見てください。

まず、非認定という形で進めたいと思うのは地番の[]と[]ですね。この地番のところについては防風林とかありますけれども、まだミカンの作付があったり、草刈りもされており、コスモスなどが植えてありました。[]についても防風林ではありますけれども、のり面が竹やぶとかになっておりますけれども、一部作付されるような平地もありましたので、ここは非認定ということにしております。

それから、地番の[]と[]については竹林化しているということで、また、[]については大きな木が切ってありましたけれども、切り株とかが置いてあって山林化している状況でしたので、農地への復元が困難であったために、認定相当と判断しております。

もう一回確認しますが、[]と[]については非認定、この2筆ですね。それから、認定については[]と[]、それから[]を認定相当と第3調査部会では判断しています。

2番に行きます。

【議案書に基づき読み上げて報告】

42ページの地図をお願いします。資料の11ページと12ページもお願いします。

申請地は県道大門有田線の井田の信号から120メートルほど南西側にありました。先ほど5条申請の1番の隣です。現地は[]番の宅地の塀の中に囲まれており、[]番の建築時期を確認しますと、昭和59年12月に登記されていることが確認できました。このことから建物の敷地

としての状態で20年以上経過していることが確認できます。

また、関係各課の意見も支障となる意見がないことから、第3調査部会では認定相当と判断しています。

以上、報告を終わります。

議長 　　ただいま非農地証明願について説明がありました。これにつきまして質問、意見がありましたら、どうぞ。ありませんか。

(質問、意見なし)

議長 　　なかったら、採決に移ります。

それでは、番号1番につきましては非認定相当ということで■■■■と■■■■が非認定相当と調査部会のほうでは判断されております。これにつきまして非農地証明書の発行を、非認定相当と思われる方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 　　全員ですね。

それでは、1番の■■■■と■■■■、■■■■、これは山林化しているということで証明書の発行に同意される方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 　　全員ですね。

それでは、2番の井田の宅地の一部になっているということで、これにつきまして証明書の発行に同意される方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 　　全員ですね。

議長 　　それでは、次の。事務局。

事務局 　　議案書の44ページをお願いいたします。

議案第71号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の

承認について（所有権移転）」のご審議が入っております。

内容につきまして説明いたします。こちらは推進機構等の所有権移転の申請と、内容の承認ということでございます。

【議案書に基づき読み上げて説明】

よろしく願いいたします。

議 長

ただいま説明がありました利用集積計画について質問、意見がありましたら、どうぞ。ありませんか。

（質問、意見なし）

議 長

なかったら、採決に移ります。

利用集積計画に同意される方の挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議 長

それでは、その他のほうに移ります。事務局のほうより説明をお願いいたします。

事務局

その他の部分に入ります。

まず、議案書の45ページをお願いいたします。

こちらにつきましては農地改良届出願の取り下げということで報告を上げております。

【議案書に基づき読み上げて説明】

こちらは今年の7月10日の総会で公共工事の浚渫した土を使ってしゅんせつ土を移転する前に土を活用して改良したいんだという届け出でございましたが、この分を取り下げしたいということで、取り下げ理由を伺ったところ、土が不足しておるんだという部分と今のところ見合わせたいという内容でございました。こちらは監督委員が西原芳幸委員でございましたが、この内容が取り下げになったということで報告させていただきます。こちらの報告は以上でございます。

議 長

それでは続きまして、農地対策B班の報告をお願いいたします。

16番

16番東司です。農地対策のB班で9月24日に現地調査を行いました。

た。今回は■■■■さんの作付耕作状況を確認するという意味で参りました。ここは一つは■■■■絡みのこともありましたので、そこらを確認するということで行きました。

資料の46ページから48ページに書いていますように、筆が33ありまして、作付の有無というところで大体ほとんど作付状況というのは作付をされたり、また、作付を行うために耕うんとかなされて作付の準備はなされていました。

32番、33番のところが、ここは前から庭木といいますか、マキの木とかが植えられまして、これは仮植えということで当初は出だしがあったようではございますけれども、まだ移転がなされずにそのままありましたので、文書で指導というのを事務局からやってもらうようにしております。

そして、この農業の収益というのがまたこれからやれば出てきますし、収益の使い方といいますか、どういうふうにやっていくのかというのを事務局のほうから尋ねてもらいたいような形でしています。

そしたら、文書指導の件は事務局のほうから説明してもらいたいと思います。

事務局

三十数筆、現地調査に行きまして、こちらの33番につきましては確かに過去に仮植というところで事務局のほうで聞き取りしておいたということですが、仮植、一時的に置くもんですよということでしたので、回答は返ってきていませんが、こちらの分はいつですかということでお聞きしているところでございます。

32番につきましては今回現地調査の中で、■■■■番ですかね、こちらにつきましてはマキの木の中に柿の木が植樹してあったので、このマキの木は防風林ですか、それとも仮置きと前聞いたけどというところですが、32番の井田の■■■■番につきましては明らかに庭木というところがございます。こちらは仮置きとするにしても、まず、撤去が先だということで指導している状況でございます。こちらの分については補足といいますか、今の委員長のほうからの内容でご説明をさせていただきます。以上でございます。

議長

それでは、柿の周囲にマキの木の……（発言する者あり）

事務局

48ページの33番のマキの木の字が間違っております。誤植でございます。訂正をお願いいたします。申しわけございません。

議長

それでは、農政対策のほうの報告をお願いいたします。

3番

それでは、農政対策の報告をいたします。

9月19日に行いまして、1の農地利用最適化の取り組みということで、今年はこちらについてアンケート調査を実施したいと思っております。裏のほうに大体要領を載せております。

まず、1問が後継者はいるかないかということで、わからないというところを今回は入れております。

それから次は、すぐに貸したいか、5年後に貸したいか売りたいかというぐらいの1、2、3番でとるようにしております。

問いの3番は、農業の規模拡大のために新たに農地を借りたい、または買いたいと考えている人の内容をとらせていただきたいと思います。

そして、住所と氏名と年齢、電話番号の記載をお願いしたいと思います。この関係は個人情報関係もありますが、これ以外には使わないということで、こういうふうな様式でとっていきたいと思っております。

その流れとしましては、今日は農業委員会総会の中でこれを確認いたしまして、大体11月ごろ水田耕作台帳が配られますもんね、それと一緒に回収をしていただきたいと思いますというお願いをしていきたいと思っております。

11月20日ぐらいになったら、大体そのころ農区長会議がずっとありますので、そこにはお願いに行きたいと思っております。そのときは地元の農業委員さんも事務局も一緒に行っていただくようお願いいたします。

そして、12月、それを回収いたしまして、1月から3月にかけてまして事務局で取りまとめをしてもらいます。

今回は初めてということで水田耕作台帳を配付する人のみにお願いをすることにしております。大体3,000人ぐらいになると思います。

それから次、2番に書いておりますものとしては、農業者年金につきまして、今日はまた後から農業者年金の研修会がありますが、各校区2名を目標として推進をしていただきたいと思いますと思っております。そのためにはパフレットを取り寄せますが、今回、松尾委員のほうから女性の人もできるだけ頑張りたいということやっていきたいと思っております。

それから3番につきましては、これは来年の7月研修のことですが、今年行ったばかりですが、相手の都合等もありますので、今年はJAさが富士町の加工工場を、野菜をカットする工場を見たいということと、あと一つはドローンの飛行による実際に飛んで調べようところを見たいということがメインで、そこはタマネギ農家ですが、7月ぐらいはタマネギはなくなっとうけん、ほかの田んぼでも何かできるかできないか、そこら辺を一応今のところ確認をしております。そして、加工工場のほうは大体7月の視察は可能だという返事をもらっております。

続きまして4番につきましては、今後の日程につきましては、今日推進会議でアンケートの実施についての研修もしますし、12月は農地利用最

適化の新規就農者への相談対応についてということでやっていきたいと思っております。大体この形で、あっせん、最適化の戸別訪問や新規就農者の相談等は、本来推進委員が主体となって行うもので、一度では無理と思いますが、徐々に浸透させていくということにしております。

大体以上です。事務局のほうから何か言うことがあったら。

事務局

農政対策委員会というところで、今、委員長のほうから報告ございましたが、大きく4項目ありますが、まず、農地利用最適化の取り組みということでアンケート調査の実施ということで、11月の農区長会に農業委員と事務局でこういうアンケートをしたいとお願いするとともに、回収のほうもあわせて行かせていただきたいというご協議をいただいております。

農業者年金の加入につきましては各地区2人加入の目標ということで推進していただきたいとも考えております。

3番目の令和2年度の視察研修につきましては仮決定ではございますが、現在ドローンの分とかスマート農業、いわゆるロボット化みたいなやつがどこかできないだろうかとということで今視察先を探しているところで、また本決定となれば、皆さんのほうにお知らせして視察に行きたいと考えております。

以上、今後の日程ということでありましたが、こういう形で農政対策委員会の報告がございますが、また農業委員さんと推進委員さんとも協力というのが出てきますので、あわせてお願いしたいと思っております。この内容につきましてはこの後4時半から最適化推進会議でまた同じように諮りまして進めていきたいと考えております。

補足となりましたが、以上でございます。

議長

それでは、今後の日程ということで事務局のほうよろしく願いいたします。

事務局

それでは、今後の日程ということではありますが、議案書の1ページ目をお願いいたします。こちらのほうの6のその他で表を載せておりますが、今後の日程としまして、11月8日金曜日でございますが、13時半から第9回農業委員会総会を開催する計画でございます。場所については同じくここ11、12号会議室で計画しております。

次、11月1日につきましては第1調査部会を、案件次第でございますが、10時から予定ということで新館4階の2号会議室で計画をしております。

次に、10月23日に農地対策A班ということでまたパトロール等を実施したいと思っております。場所につきましてはこの階の隣ですかね、10号会議室で計画をしております。

あわせまして、先ほど報告もございましたが、10月25日金曜日ですが、13時半から農政対策委員会ということで、新館4階3号会議室で計画しておるところでございます。

こちらに載っておりませんが、先月の総会でも話しましたとおり、11月7日が北海道の岩見沢市の視察研修が入ってきますので、掲載しておりませんが、農業委員会の三役と女性農業委員というところで対応を考えております。

今後の予定につきましては以上でございます。

議長

農地対策のA班の委員長が23日が用があるとやけん、また後でそこらは事務局と話し合っただけで日程の変更をお願いします。

その他についてもお願いします。

事務局

その他につきまして事務局のほうからはございません。ほかに委員さんのほうからございましたら、お願いいたします。（発言する者あり）

北海道の視察については13時半からということで、同じくこの会場で計画しております。向こうのほうからまた質問内容等も来ていますので、また改めて対応いただく三役、女性委員とかと協議しまして進めたいと思っています。

推進会議でも言いますが、10月7日付で、県の農業会議、うちの農業委員会の上部組織になりますが、農業委員等の綱紀の保持についてということで通知が来ております。こちらにつきましては簡単に申し上げますと、研修会の昼食時に飲酒という部分があったので、研修という目的でございますので、その部分についてはわきまえてくださいというような内容でございますので、また最適化推進会議の中でも出しますが、こういうことが上部組織から来ておるといことで皆さんのほうのまた厳正な対処のほうをお願いしたいかと思っております。以上でございます。

それでは、その他がないということですので、閉会のほうに入りたいと思いますが、閉会の挨拶を平野副会長よりお願いいたします。

推進委員

ちょっと質問いいですか。この農政対策委員会のアンケートというのは、多分2カ月前ぐらいの農区長会議のときに、市から来られて何か12月ぐらいにアンケート調査がどうのこうのと言いよんしゃったんですよ。それとは別ですよ。

事務局

どちらの部署かわからないでしょう。

推進委員

それはわかりません。何か農区長会議のときに、多分糸島市から来んしゃったと思うんですよ。（発言する者あり）

事務局 それは農業林業センサスというのが、これまた5年に1回ぐらいある、国の統計調査があるんですよ。その分の恐らく調査員さんの依頼とあわせてこういう調査がありますということで来ておる分じゃないかと思imasuので、それとは別の分になります。

推進委員 わかりました。

事務局 じゃ、平野副会長お願いいたします。

副会長 今日はまた本当慎重審議ありがとうございました。これをもちまして第8回糸島市農業委員会総会を閉会させていただきます。

またこの後、第3回の推進委員会議がありますので、皆さん出席のほうをよろしくをお願いします。

令和元年10月10日

議長

1番 内野 敏一

議事録署名人

7番 藤嶋 政秀

5番 中園 秀輝

